

生食発 0501 第 6 号

令和 2 年 5 月 1 日

(最終改正：令和 5 年 11 月 30 日厚生発 1130 第 4 号。令和 7 年 6 月 1 日から適用。)

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法
第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「新法」という。）第 18 条第 3 項については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 121 号）により、令和 2 年 6 月 1 日から施行されることとされました。今般、改正法の施行に伴い、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号）及び「食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件」（令和 2 年厚生労働省告示第 195 号。以下「おそれのない量の告示」という。）が本年 4 月 28 日付けで告示されました。その趣旨、主な内容及び留意すべき事項は下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

記

第 1 趣旨

改正法の施行に伴い、新法第 18 条第 3 項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量について、食品衛生法（以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規格に定められたものでなければならぬとされ、その規格を食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）に規定したところである。

また、新法第 18 条第 3 項ただし書の規定により、合成樹脂が食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合には、規格基準告示に規定されたポジティブリストに掲載された物質以外のものも使用可能とされていることから、今般おそれのない量を定めたところである。

なお、規格基準告示第 3 器具及び容器包装の部 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項第 2 号(2)の適用については、別表第 1 第 1 表の物質名欄に掲げる物質の名称にかかわらず、従前から変更はないこと。

第 2 主な内容

(1) (削除)

(2) おそれのない量の告示関係

おそれのない量は、食品中濃度として 0.01mg/kg としたこと。

第 3 適用期日

令和 2 年 6 月 1 日から適用されるものであること。

第 4 運用上留意すべき事項

1 (削除)

2 おそれのない量の告示関係

イ 食品中濃度 0.01mg/kg は、食品擬似溶媒中濃度として 0.01mg/L と考えて差し支えないものであること。

ロ 食品擬似溶媒を用いて、おそれのない量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されていることを確認する場合は、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年 5 月 28 日食品安全委員会決定）」別紙 2 の溶出試験法によることを基本とすること。

ハ おそれのない量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないことを溶出試験により確認する場合には、検出下限値がおそれのない量に相当する濃度以下の分析法を用いること。

ニ 器具又は容器包装の食品に接触しない部分に使用される物質（以下、「食品非接触面に使用される物質」という。）について新法第 18 条第 3 項ただし書の規定を適用する場合にあたっては、器具又は容器包装の構造、当該規定を適用する物質及びその添加量等を踏まえて理論的に説明する方法等も考えられ、必ずしも溶出試験により確認する必要はないこと。

ホ 食品非接触面に使用される物質の溶出試験結果等がおそれのない量以下であっても、利用可能な情報に基づく考察又は遺伝毒性試験等の結果を基

に、当該物質に遺伝毒性の懸念がある場合は、人の健康を損なうおそれがあるため使用できないこと。

へ 食品非接触面に使用される物質の溶出試験結果等がおそれのない量以下であることに関わらず、新法第16条により、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品に接触して有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならないこととしていることに留意すること。

第5 (削除)

○厚生労働省告示第百九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定に基づき、食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を次のように定め、令和二年六月一日から適用する。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、食品中濃度として 0.01 mg/kg とする。

1. ポジティブリストの対象について

問1-1 ポジティブリストの対象となる材質は、食品衛生法施行令で「合成樹脂」と定められているが、その範囲を教えてください。

(答)

合成樹脂とは、高分子化合物のうち、プラスチックの①熱可塑性樹脂、②熱硬化性樹脂、及び弾性素材（エラストマー）の③熱可塑性エラストマーを含むものとしています。④熱硬化性エラストマー（ゴム）は含みません。（以下の図の④を除く①②③が合成樹脂）

合成樹脂の分類(概要)		熱可塑性あり	熱可塑性なし
プラスチック	①熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン、ポリスチレン	②熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂、フェノール樹脂	
エラストマー	③熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー、 スチレン・ブロック共重合体	④ゴム (熱硬化性エラストマー) 例) ブタジエンゴム、ニトリルゴム	

問1-2 ポジティブリストの対象外となるものは何か？

(答)

以下のものはポジティブリストの対象外となります。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの記載がなくても引き続き使用可能ですが、事業者においては食品衛生法に基づき従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があります。

(1) 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質（以下の表参照）

- (例)・ 熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・ 無機物質
 - ・ 天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、

問 1-2-2 ポジティブリストの対象外となるものの中に「天然物」があるが、その定義はあるか。

(答)

ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等のように自然界から得られる物質のうち、特定の成分のみを精製して得られた物質または物質群を除いたものを指します。目安として、名称がその物質の構造を示していない場合は天然物と判断いたします。

問 1-2-3 セルロースは、ポジティブリスト上どのような取扱となるのか。

(答)

化学修飾されたセルロース（化学合成により得られたセルロースを含む）は、従来より合成樹脂として扱われてきた経緯があるため、ポジティブリストの対象となります。

一方、天然物から精製したセルロース（化学修飾されていないセルロースに限る）、セルロース以外の天然物（未精製の天然無機物を含む。）の化学修飾体、再生されたセルロース（レーヨン、セロハンなど）はポジティブリストの対象外となります。

問 1-2-4 ポジティブリストの対象外となるものの中に「器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質」とあるが、その詳細を知りたい。

(答)

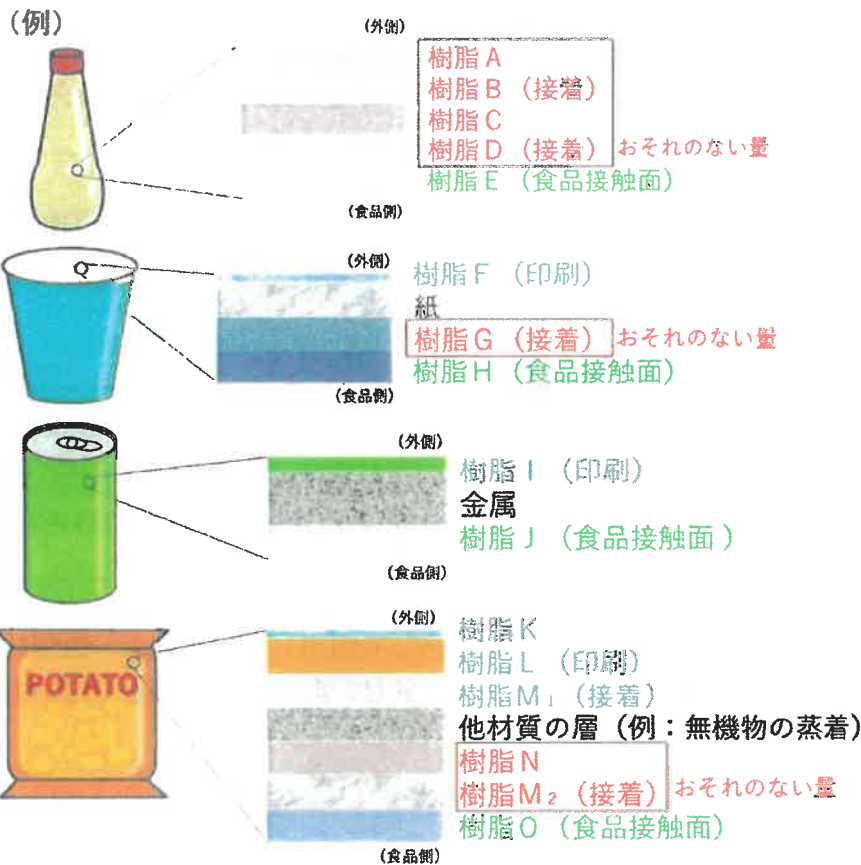
器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質は食品に移行することを前提とした物質であり、器具・容器包装の基材に対して機能することを目的としたものではないため、合成樹脂の原材料に該当しないものとして、ポジティブリストの対象外としています。

問 1-2-5 ポジティブリストの対象外となるものの中に「帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質」とあるが、その詳細を知りたい。

(答)

帯電防止、防曇等を目的として、表面に付着させる液体状又は粉体状の物質（いわゆる塗布剤）は、層状の被膜を形成していないため、合成樹脂ではなくポジティブリストの対象外としています。

(3) 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象です。ただし、食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により、ポジティブリストの対象外となる場合があります。



PL対象	A、B、C、D、E、G、H、J、N、M ₂ 、O
PL対象外	F、I、K、L、M ₁

樹脂 A、B、C、D、G、N、M₂は、人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出、又は浸出して食品に混和するおそれがないように加工されている場合は、PL対象外

※但し、PL対象外であっても、食品用器具・容器包装の規格基準の規制対象

させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質を、第2表に収載しています。ただし、分子量が1000以上のものであっても、常温常圧で液状のもの又は特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するものについては、添加剤として第2表に収載しています。

ポジティブリストの対象範囲の整理により、ポジティブリストの対象外となる物質については、[問1-2](#)を参照して下さい。

問1-4-1 エチレングリコール、プロピレングリコールの重合体については、ポジティブリスト上どのように整理されているか。

(答)

ポリエチレングリコール (PEG)、ポリプロピレングリコール (PPG)、ポリグリセロール (PGL) は、分子量に関わらず添加剤としています。アルコール等で末端処理されたこれらの物質も同様に添加剤としています。

一方で、分子量1000以上のPEG、PPG、PGLのうち又は複数を構成成分に含む重合体も存在することから以下のように整理しています。

(1) 添加剤に該当するものとして整理しているもの

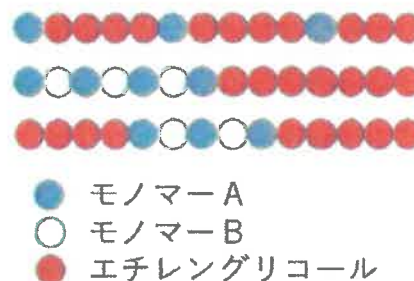
PEG、PPG及びPGL(重合度4以上)の合計が全体の50%以上となる重合体(例:エチレングリコール単独重合体、プロピレングリコール単独重合体、エチレングリコール及びプロピレングリコールを構成成分とする重合体、グリセロール単独重合体、エトキシ化処理された〇〇、プロポキシ化処理された〇〇など)

【添加剤に該当する物質の例】

収載名:エトキシ化処理された〇〇

以下の両方に該当

- PEGの重合度4以上
- PEGの合計が全体の50%以上



(2) 基材に該当するものとして整理しているもの

(1) 以外のもの。

分子量1000以上のPEG、PPGを構成成分に含む場合は、「エチレングリコール」(特記事項:オキシランを含む。・分子量1000以上の重合体を含む。)及び「プロピレングリコール」(特記事項:分子量1000以上の重合体を含む。・2-メチルオキシランを含む。)で対応していますが、(1)との区別をしな

剤等) は、個別に別表第 1 への収載が必要です。

問 1-6 合成樹脂以外の材質の物質が使用されている場合、その物質は使用量の制限なく使用できるという認識でよいか。

(答)

ポジティブリストの対象外となりますので、本制度の制限は受けませんが、従前の管理を遵守いただき、自らの責任において安全性の確保に努める必要があります。

なお、添加剤の使用量の計算においては、[問 3-3](#) を参照してください。

問 1-7 合成樹脂以外の材質に合成樹脂を混ぜた原材料を用いる場合、ポジティブリストの対象となるのか (ただし、食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合を除く。)

(答)

以下の図のように、合成樹脂以外の材質が合成樹脂よりも多く、かつ食品接触面に合成樹脂の層が形成されていない場合においては、制度の運用上、ポジティブリスト制度による管理は当面の間行いませんが、使用されている合成樹脂の成分が溶出するなどによる食品衛生上の影響には留意が必要です。また、製品全体として食品衛生法に基づき従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があります。



この考えから、基材と添加剤どちらにも跨がるような物質については、事業者からの意見を踏まえ、基材、添加剤にそれぞれ収載しています。

問 2-2 基材の構成成分等は、どのような方法で規定しているのか。

(答)

基材の構成成分については、モノマー通知の別紙 1~21 に示しています。ただし、使用制限等欄に「第 2 表の通し番号 108(1) 及び 108(2) に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。」とある場合は、基材の構成成分としては使用できません。

その他、注意事項についてはモノマー通知を参照してください。

問 2-2-1 別表第 1 第 1 表にある材質区分が複数ある場合はどうすればよいのか (例えば、「1 又は 3」などとある場合)。

(答)

別表第 1 第 1 表の備考欄に詳細が記載されておりますので、その内容に従ってご判断ください。

(参考：備考欄の記載)

材質区分欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が 150℃以上の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) であることを示す。
- ② 「1 又は 3」は、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) は区分 1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) は区分 3 であることを示す。
- ③ 「2」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体 (区分 4 に該当するものを除く。) であることを示す。
- ④ 「2 又は 3」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体 (区分 4 に該当するものを除く。) であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が 10%以上のものは区分 3、それ以外のものは区分 2 であることを示す。
- ⑤ 「3」は、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃

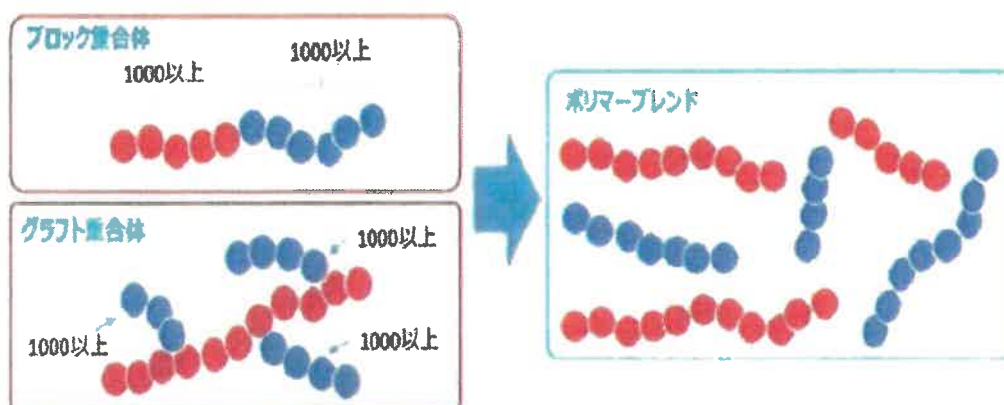
問 2-3 基材を複数混合又は結合（ブロック重合、グラフト重合等）する場合の取扱いについて教えてほしい。

（答）

構成する単位重合体の分子量が 1000 以上のものは、その単位重合体ごとに基材であるとみなすことができます。ブロック重合体の場合、構成する単位重合体の分子量が 1000 以上のものは、その単位重合体ごとに基材であるとみなします。また、グラフト重合体の場合、構成する幹ポリマー及び枝ポリマーのうち分子量が 1000 以上のものは、その構成ポリマーごとに基材であるとみなします。

そのため、以下の図のような状態は、基材を複数混合する場合（いわゆるポリマーブレンド）と同じように考えることとなります。この際の、別表第 1 第 2 表に掲載されている添加剤の添加量の計算方法については問 3-3 を参照してください。

なお、構成する単位重合体の分子量が 1000 未満のものは、単一の基材の一部とみなし、別紙 1～21 に示されていなければなりません。



問 2-4 塗膜用途で使用する合成樹脂の基材について、その取扱いを教えてください。また、ポジティブリストの対象外である塗布剤との違いを教えてください。

（答）

「塗膜用途」とは、表面コーティング及び接着剤の層状の被膜を形成させることを目的とした用途のことを指します。

モノマー通知の別紙 1～20 において構成成分が示されている基材については、塗膜用途にも使用できます。また、別紙 21 において構成成分が示されている基材である「被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体」は塗膜用途にしか使用できません。この「化学反応」とは、構造を化学的に変化させる反応を指

3. ポジティブリストに掲載されている添加剤（第2表）について

問3-1 添加剤には、どのような物質が規定されているのか。

（答）

原則として分子量が1000未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質を、第2表に掲載しています。ただし、分子量が1000以上のものであっても、

- ・ 常温常圧で液状のもの
- ・ 特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するもの

については、添加剤として別表第1第2表に掲載しています。

問3-2 添加剤の使用の可否及び制限の内容について、別表第1第2表でどのように確認すればよいか。

（答）

添加剤は、別表第1第2表に掲載されている物質を使用することになります。それぞれの添加剤には、材質区分別使用制限（%）欄で、使用できる材質区分及び使用制限割合（%）を規定しています。そのため、使用する基材の材質区分を別表第1第1表で確認し、その区分での使用制限割合（%）の範囲内で使用することが可能です。

また、添加剤によっては、特記事項欄で規定する内容もあるため、必ず、特記事項欄の記載内容を確認してください（問3-2-1参照）。

添加剤の添加量の計算方法については、問3-3を参照してください。

問3-2-1 別表第1第2表に掲載されている物質のうち、特記事項欄に記載された事項があるものの取扱いについて教えてほしい。

（答）

特記事項欄に記載された事項は、当該特記事項欄に対応する物質名欄に記載された物質において参照すべき事項を示しています。

特記事項欄の中でも、「特段の定め」に該当する内容がある場合、別表第1第2表中の各材質区分の材質区分別使用制限に掲げる量に関わらず、特記事項に掲げられる特段の定めに従って規制がなされます。この「特段の定めがある場合」とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の合計量等の物質の使用に係る事項について特記事項欄に記載がある場合です。各分類の参考例は、「食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）の別紙に示していますので、参照してください。

また、特記事項欄に記載された事項は、特段の定めがある場合の他、当該物

問3-4 別表第1第2表の通し番号108(1)及び通し番号108(2)の物質名にある「第1表に該当する重合体」について、ここにある「第1表に該当する重合体」に使用できる構成成分は何か。

(答)

モノマー通知の別紙1～20に示された構成成分となります（使用制限等欄に「第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。」とあるものも使用できます。）また、この重合体の構成成分等の留意事項は基材に準ずるものとなりますので、モノマー通知を参照して下さい。

なお、[問2-2-2](#)で説明したとおり、別紙の表が異なる必須モノマーと任意の物質を組み合わせることは認められません。

問3-5 別表第1第2表の材質区分別使用制限(%)欄に「*」とある物質の使用制限については、どのように考えればよいのか。

(答)

「*」のある材質区分の基材を器具・容器包装の原材料として設計する際に、目的とする特性を発揮する最少量として、事業者の責任で設定する使用量を使用制限とすることを意味します。

問3-6 別表第1第2表に物質名が記載されていれば、消費者庁HPに掲載されている参考リストに掲載されているCAS登録番号が不一致であっても添加剤としてポジティブリスト収載と考えるか。

(答)

告示は物質名で規定しますので、記載された物質名の範囲内の物質であれば、参考リストに記載がないCAS登録番号のものであってもポジティブリスト収載となります。CAS登録番号はあくまで参考情報ですので、CAS登録番号のみで適合性を判断する場合は、事業者の責任となります。

問3-7 別表第1第2表には通し番号412「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1又は既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる添加物」とあるが、ここに掲げる物質が消除された場合、器具又は容器包装の添加剤としては引き続き使用可能か。

(答)

当該添加物が消除された場合、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の別表第1第2表通し番号412には該当しなくなります。そのため、消除理由等を踏まえてポジティブリストに追加収載の必要性の有無を検討する予定です。

【添加剤】

原則として分子量が 1000 未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質を、別表第 1 第 2 表に記載しています。ただし、

- ・ 分子量が 1000 以上のものであっても、常温常圧で液状のもの
- ・ 特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するもの

については、添加剤として別表第 1 第 2 表に記載しています。

問 4-2 いわゆるポリマー状の添加剤については、ポジティブリスト上どのように整理されているか。

(答)

問 1-4 や問 1-4-1 を参照し、ご判断をお願いします。

問 4-3 リサイクル材の取扱はポジティブリスト上どのようにしているのか？

(答)

以下のとおり整理しています。

- モノマー通知における「物理的再生処理」（別紙 12 の「エステル結合を主とする重合体」及び別紙 15 の「芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体」の任意の化学処理として記載）とは、物理的再生法によりポストコンシューマ材料（食品用途の使用済み製品に限る。）をリサイクル材料とする製造工程を指します。

また、物理的再生処理された重合体に含まれるポストコンシューマ材料に由来する添加剤は、最終製品に残存することを意図しない物質として取り扱います。そのため、ポストコンシューマ材料に由来する添加剤は、第 2 表の制限を受けません。

- 以下の製造工程は「物理的再生処理」に該当しません。これらの製造工程により得られたリサイクル材料は一次原材料として扱うため、別表第 1 第 1 表及び第 2 表に適合すれば使用可能です。
 - ・ 化学的再生法によりポストコンシューマ材料をリサイクル材料とする製造工程
 - ・ 物理的再生法によりプレコンシューマ材料（リサイクル材料またはリサイクル材料を原材料とした製品の製造工程から取り出された材料を除く。）をリサイクル材料とする製造工程

食品非接触層に含まれる物質の食品への移行量が0.001mg/kg以下となることが予測される食品接触層の種類とその使用条件の例

食品接触層	使用温度	食品接触層の厚さ									
		5μm	10μm	20μm	30μm	40μm	50μm	100μm	200μm	500μm	1000μm
・Tg又はBPTが130℃程度	100℃	1.5時間	5.7時間	21時間	1.9日間	3.4日間	5.3日間	19日間	73日間	1年間	1年間
	80℃	7.5時間	1.2日間	4.4日間	9.4日間	16日間	25日間	94日間	360日間	1年間	1年間
	60℃	1.9日間	6.9日間	26日間	56日間	97日間	150日間	1年間	1年間	1年間	1年間
	40℃	14日間	51日間	190日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
	0℃	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・材質区分1	100℃	-	-	3.5時間	7.6時間	13時間	20時間	3.2日間	11日間	70日間	270日間
	80℃	1.2時間	4.6時間	17時間	1.6日間	2.7日間	4.1日間	15日間	59日間	340日間	1年間
	60℃	7.3時間	1.1日間	4.2日間	9.2日間	16日間	24日間	92日間	350日間	1年間	1年間
	40℃	2.3日間	8.4日間	31日間	68日間	120日間	180日間	1年間	1年間	1年間	1年間
	0℃	300日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが100℃程度	100℃	-	-	-	1.3時間	2.2時間	3.3時間	12時間	2.0日間	11日間	43日間
	80℃	-	-	2.8時間	6.1時間	11時間	16時間	2.7日間	9.2日間	56日間	210日間
	60℃	1.2時間	4.4時間	17時間	1.5日間	2.6日間	4.0日間	15日間	57日間	330日間	1年間
	40℃	8.9時間	1.4日間	5.1日間	11日間	19日間	30日間	110日間	1年間	1年間	1年間
	0℃	3.6日間	13日間	50日間	110日間	190日間	290日間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが70℃程度	100℃	-	-	-	-	-	-	2.0時間	7.7時間	1.9日間	7.1日間
	80℃	-	-	-	-	1.7時間	2.7時間	10時間	1.6日間	9.2日間	35日間
	60℃	-	-	2.7時間	5.9時間	10時間	16時間	2.5日間	9.3日間	54日間	210日間
	40℃	1.5時間	5.4時間	20時間	1.8日間	3.2日間	4.8日間	18日間	69日間	1年間	1年間
	0℃	8.0日間	30日間	110日間	240日間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが40℃程度	100℃	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0時間	15時間
	80℃	-	-	-	-	-	-	-	3.4時間	20時間	3.1日間
	60℃	-	-	-	-	-	1.4時間	5.3時間	20時間	4.9日間	18日間
	40℃	1.5時間	5.4時間	20時間	1.8日間	3.2日間	4.8日間	18日間	69日間	1年間	1年間
	0℃	14時間	2.2日間	8.2日間	18日間	31日間	47日間	180日間	1年間	1年間	1年間
・Tg又はBPTが0℃程度	100℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	80℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60℃	-	-	-	-	-	1.4時間	5.3時間	20時間	4.9日間	18日間
	40℃	-	-	1.8時間	3.9時間	6.8時間	10時間	1.6日間	6.2日間	36日間	140日間
	0℃	1.3時間	4.7時間	18時間	1.6日間	2.8日間	4.2日間	16日間	60日間	350日間	1年間
・Tg又はBPTが-50℃程度	100℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	80℃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7時間
	60℃	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7時間	22時間
	40℃	-	-	-	-	-	-	1.9時間	7.3時間	1.8日間	6.8日間
	0℃	-	-	1.9時間	3.3時間	5.0時間	19時間	3.0日間	17時間	66日間	1年間

Tg又はBPT：ガラス転移温度又はボールアッシャー温度

材質区分1：食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1第1表の材質区分欄が「1」である物質を指す。

-：1時間未満となるため具体的な時間は提示できない。

繰り返し使用する器具にあっては、食品接触層が破損していない場合に限る。

乾燥食品、殻付き食品又は皮付き食品に対して室温以下で使用する場合にあっては、食品接触層の厚さが20μm以上であれば、「1年間」とする。

(※) ポジティブリスト制度施行前に製造等された場合は食品衛生法の附則で対応。

食品衛生法 附則（平成 30 年法律第 46 号）（抄）

第 4 条 この法律の施行の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業（食品衛生法第 4 条第 7 項に規定する営業をいう。）上使用されている器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）については、新食品衛生法第 18 条第 3 項及び第 50 条の 4（第 2 条の規定の施行の日以後にあっては、同条の規定による改正後の食品衛生法第 53 条）の規定は、適用しない。

問 5 - 2 制度施行後（令和 2 年 6 月 1 日以降）に新たに製造する器具または容器包装に使用する新規の物質について、どのように対応すればよいか。

（答）

令和 2 年 6 月 1 日以降、新規物質を使用するためには、別表第 1 又はモノマ一通知に追加する必要があります。別表第 1 への追加の要請については、別途、手引きを通知しておりますので、そちらをご参照ください。

（参考）「新規物質に係るご相談について」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list/consultation